

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ(フロー図)

入院児童生徒等への基本的な支援の流れ	関係機関・関係者	備考
<p><b>①教育環境のある医療機関に児童生徒が入院</b>                      主治医が病院内で教育を受けることを許可                      ↓                      転入前の教育相談の実施                      特別支援学校より転入の連絡                      ↓                      病院内でのケース会議を実施                      主治医からの治療方針、現在の状態等を確認し、本人・保護者の意見も踏まえ学習体制の検討                      ※ケース会議が実施しない場合は、学校・病棟連絡会等のなかで情報交換の実施                      ↓                      特別支援学校へ転学                      特別支援学校での教育開始                      前籍校との定期的な連絡、情報交換                      ↓                      転出時のケース会議を実施                      特別支援学校と在籍校との引き継ぎ                      特別支援学校より転出の連絡                      ↓                      小・中学校への転学                      転学1ヶ月後のアンケートの実施・回収                      アンケート内容より転出後の支援が必要な場合、在籍校より市町村教委へ支援依頼                      市町村教委より教育事務所へ支援依頼                      ↓                      支援に対するケース会議の開催                      ↓                      支援の実施                      ↓                      特別支援学校と学校・病院連携支援員が活動内容を報告</p>	<p>病院内の医療連携・相談室、病棟看護師等                      ↓                      県教委、各教育事務所、各市町村教委                      学校・病院連携支援員、養護教育センター                      ↓                      主治医、病棟看護師、特別支援学校教員等                      ↓                      前籍校教員、特別支援学校教員                      ↓                      主治医、病棟看護師、医療連携・相談室、転学先の教員、特別支援学校教員                      県教委、各教育事務所、各市町村教委                      学校・病院連携支援員、養護教育センター                      ↓                      関係教育事務所指導主事、学校・病院連携支援員、関係教育事務所、市町村教委、在籍校職員                      学校・病院連携支援員、養護教育センター                      ↓                      特別支援学校教員                      関係教育事務所、市町村教委、在籍校職員                      学校・病院連携支援員、養護教育センター                      ↓                      特別支援学校教員</p>	<p>小・中学校より市町村教委へ連絡、転学手続き                      市町村教委より県教委へ連絡、転学手続き                      県教委より該当教育事務所と学校・病院連携支援員へ連絡                      ↓                      関係教育事務所指導主事と学校・病院連携支援員等による関係市町村教育委員会訪問し、今後の対応について話し合う                      ↓                      本人の体調・学習状況を踏まえ、転校後に必要となる合理的配慮等について確認                      県教委より市町村教委へ連絡、転学手続き                      県教委より該当教育事務所と学校・病院連携支援員へ連絡                      ↓                      関係教育事務所指導主事と学校・病院連携支援員等による関係市町村教育委員会訪問し、支援について話し合う                      ↓                      ※支援が不必要の場合も、教育事務所や市町村教委の学校訪問時に児童生徒の様子を確認。                      ↓                      特別支援学校と学校・病院連携支援員は、支援内容を総括し、県教委・関係教育事務所へ報告                      県教委は、支援実績を蓄積</p>
<p><b>②教育環境のない医療機関に児童生徒が入院</b>                      主治医が病院内で教育を受けることを許可                      ↓                      保護者の了解を得て、病院より特別支援学校へ連絡、保護者より特別支援学校へ連絡                      ↓                      特別支援学校より関係教育事務所と学校・病院連携支援員へ連絡                      ↓                      地域の現状を踏まえ、関係教育事務所と学校・病院連携支援員を中心に対応の仕方を相談・検討                      市町村教育委員会・在籍校へ連絡                      ↓                      支援に関するケース会議                      ↓                      支援の実施                      ↓                      在籍校へ復学                      ↓                      特別支援学校と学校・病院連携支援員が活動内容を報告</p>	<p>病院内の医療連携・相談室・総務課等                      ↓                      関係教育事務所、学校・病院連携支援員                      ↓                      関係教育事務所、学校・病院連携支援員                      ↓                      市町村教委、在籍校                      ↓                      在籍校、市町村教委、関係教育事務所、学校・病院連携支援員、養護教育センター                      ↓                      特別支援学校教員</p>	<p>病院が、保護者の了解を得て特別支援学校に連絡                      保護者が特別支援学校に連絡                      病院との連絡調整                      ↓                      本人の体調や学習状況の確認                      在籍校の校内支援体制等の確認                      ↓                      ※必要に応じて、関係者間でのケース会議・情報交換等の実施                      ※調査研究委員会において支援について検討                      ↓                      本人の体調・学習状況を踏まえ、復学後に必要となる合理的配慮等について確認                      特別支援学校と学校・病院連携支援員は、支援内容を総括し、県教委・関係教育事務所へ報告                      県教委は、支援実績を蓄積</p>